

〒530-8556

大阪市北区曾根崎2-2-1
全柔協会館・梅新21ビル

ふ子第2510号
令和6年3月28日

全国柔整師協会 様

ふじみ野市 高畑 博
(公印省略)

こども医療費の支給対象年齢拡大と受給資格者証の変更について
(通知)

日頃より本市の福祉医療行政に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市のこども医療費支給制度については、現在中学3年生相当まで(15歳に達する年度の3月31日まで)の児童を対象としておりましたが、令和6年4月1日診療分より高校3年生相当まで(18歳に達する年度の3月31日まで)の児童へ対象年齢を拡大することになりました。今回新たに対象となる高校1, 2年生相当の児童(平成18年4月2日~平成20年4月1日生まれ)で、こども医療費受給資格証(以下「受給資格者証」)の申請を指定の期日までに行っていた方と中学校3年生の児童には、受給資格証を令和6年3月15日に発送いたしました。中学校2年生以下の児童についても、有効期間を延長した受給資格証を令和6年4月下旬に発送します。

なお、対象年齢拡大後の受給資格証であることが分かるように、受給資格証の色を黄色から桃色に変更しています。新しい桃色の受給資格証が届くまでの期間に黄色の受給資格証の提示があった場合でも、黄色の受給資格証記載の有効期間内の受診であれば受給資格証の使用は可能です。制度変更内容や受給資格証使用上の注意点については裏面を御参照ください。

制度改正に伴い御不便をお掛けしますが、御理解と御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

【問合せ先】

子育て支援課 子育て支援係

電話番号049-262-9041

【制度変更内容】

受診日		～令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降
対象年齢		0歳～中学3年生相当(15歳)	0歳～高校3年生相当(18歳)
受給資格証	用紙の色	黄色	桃色
	有効期間	開始日 誕生日、転入日等	令和6年4月1日 (誕生日等から開始していても令和6年4月1日と印字されます)
	終了日	15歳になった年の3月31日	18歳になった年の3月31日

【変更後の子ども医療費受給資格証】

① 子ども医療費受給資格証		県内現物
公費負担者番号	8 1 1 1 0 3 6 3	
受給者番号		
受給資格者	氏名	性別
受給対象児	氏名	
	生年月日	
食事療養費	支給対象外	
有効期間		
現物給付対象医療機関	埼玉県内の現物給付を行う保健医療機関等	
現物給付限度額	月額21,000円未満の医療費 (ふじみ野市、富士見市及び三芳町内の保険医療機関等は別添録なす)	
埼玉県ふじみ野市長		

- ・公費負担者番号、受給者番号に変更はありません。
- ・有効期間終了日を延長しています。
- ・受給対象児の性別表記が無くなりました。
- ・受給資格者又は受給対象児が外国籍の方の場合、有効期間の終了日は在留期限までとなっております。(受給資格証の更新方法については、子育て支援課に問合せするように御案内ください。)

【受給資格証使用の際の注意事項】

- 受給資格証は受診の都度確認し、提示があった場合のみ埼玉県国民健康保険団体連合会・社会保険診療報酬支払基金経由で(施術所については直接)市へ請求していただきますようお願いいたします。
- 受給資格証の提示がない場合は窓口で一部負担金の支払いを求め、領収書を発行してください。医療費の償還申請方法については、子育て支援課に問合せするように御案内ください。